

○ 本日の議事は次のとおりである。

昭和六十一年第二回福生市議会臨時会議事日程

開議日時 十月九日（木）午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 陳情書の一覽削減及び訂正願いについて

日程第四 議案第五十八号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第五 議案第六十六号 市道路線の一部廃止について（審査報告）

日程第六 議案第六十七号 市立保育園の市営化に関する陳情書（審査報告）

日程第七 議案第六十八号 マンション建設（市営化）の陳情書（審査報告）

日程第八 議案第七十五号 昭和六十一年第二回福生市議会臨時会議事日程（第五号）

午前十時開会・開議

○議長（森田治男君） ただいまから昭和六十一年第二回福生市議会臨時
会を開会いたします。

○これより今日の会議を開きます。

○議長（森田治男君） 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定
により、議長において

十五番 加藤謹之助君

十六番 高水惣八君

十七番 東田正治君

以上三名を指名いたします。

○議長（森田治男君） この際、報告事項がありますので、事務局長をし

○諸般の報告をいたさします。

(井上議会事務局長報告)

一、昭和六十一年第二回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、付議事件の告示について(別添参照)

三、付議事件の告示について(別添参照)

四、議案の送付について(別添参照)

五、陳情書の一部削除及び訂正願いの受理について(別添参照)

六、議案説明員の出席要求について(別添参照)

七、昭和六十一年八月分例日出納検査の結果について(別添参照)

○議長(森田治男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(森田治男君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長指田保雄君登壇)

○議会運営委員長(指田保雄君) おはようございます。御指名をいただきましたので、去る十月四日に開催いたしました議会運営

委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず日程でございますが、本臨時会に提案される議案は市長から補正予算一件と議会側から担当委員会を審査をし、結論が出ました審査報告四件と陳情書の一部削除及び訂正願いの一件合わせて六件となっております。

次に日程の順序でございますが、先例に従いまして、まず陳情書の一部削除及び訂正願いを願ひし、その後審査報告を、そして補正予算の順に編成をいたしました。

次に議案の取り扱いでありますがお手元に御配付の付託表のとおり担当委員会に付託し、審査を願うことといたしました。

次に会期についてであります。議案本の審議時間等検

討した結果、最終日を十三日とする五日間とすることにいたしました。

次に全員協議会であります。議会側から都立保育園の市移管に関する意見書について協議を願うことがありますので、今日の本会議において会期の決定の後、全員協議会を開催することと協議運としては決定しております。

以上であります。本臨時会が円滑に運営されますよう議員各位の特段の御協力をお願い申し上げまして御報告いたします。

○議長（森田治男君）以上で委員長の報告は終わりました。お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されましたとおり十月九日から十月十三日までの五日間と決定したいと思ひますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）御異議なしと認めます。よって会期は五日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前十時 七分休憩

午前十一時 十二分開議

○議長（森田治男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告事項がありますので、事務局長をして報告いたします。

（井上議会事務局長報告）

一、意見書の受理について（別添参照）

二、付議事件の告示について（別添参照）

○議長（森田治男君）以上で報告は終わりました。

ただいま報告されました議案の取り扱いについては、議会運営委

委員において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員会委員長 指田保雄君登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君）御指名をいただきましたので、先ほど開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず日程でございますが、新たに追加されました議案は本日（の）日程第八の後に組ませていただきます、お手元に御配付の日程表のとおり編成いたしました。

次に追加議案の取り扱いでございますが、慎重審議の上即決とすることといたしました。

なお理事者より全員協議会の申し出がありますので、本日の本会議終了後に開催することにしたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（森田治男君）以上で委員長の報告は終わりました。

新たに提出された議案を本日の日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）御異議なしと認めます。よって新たに追加された議案を本日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長（森田治男君）日程第三陳情書の一部削除及び訂正願についてを議題といたします。

本件は目下建設委員会において付託審議中となっております。陳情第六十一号商業地域の住宅化抑止に関する陳情書について陳情者より一部削除及び訂正願いが提出されたものであります。

本件は願出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村治男君) 御異議なしと認めます。よつて本件は願ひ出のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第四議案第五十八号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので、議案第五十八号について審査報告をさせていただきます。

なおお手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず本案審査に当たつて九月五日の委員会で理事者よりの内容説明を受けた後質疑に入りまして、ところ、委員よ

り市道路線の一部廃止との関係もあり、継続したらどうかとの意見もあり、本件については、さらに継続して審査するにといたしました。

九月二十六日の委員会で理事者より発言の申し出があり、説明を受けました。仮称熊川地域体育館の建設に絡む用地問題の関係でそれに付随する当委員会の所管でない建設委員会の所管である廃道道路の案件の中で私どもの不手際があり、御迷惑をかけましたが、道路の件についてはすべて解決いたしましたとの報告がなされ、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十八号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第五議案第六十六号市道路路線の一部廃止についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので、議案第六十六号市道路路線の一部廃止についての審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は市道百三十四号線の一部六十三・四メートルを廃道として、仮称熊川地域体育館の予定地の一部にしようとするものであります。九月四日の委員会では、現地を視察した後に審査に入りしました。

まず、理事者側の説明に対し、委員から廃道に関連して関係者から付けかえ道路の要求が出されているということが突然出され、今までの話とは違って、いさ、もっと早く話があったり、委員会を軽く見ていたと思わ

るを得ない、手続上間に合うならば、全協等において各議員に了解を得るべきであり、本日は継続に願いたい、このような発言があり全員一致で継続と決まった次第であります。

その後九月十二日の全協において、本問題の経過報告が理事者側よりなされたことはすでに御案内のとおりであります。

続いて九月二十六日に審査を行い、冒頭助役より提案後付けかえ道路につき新たに処置しなければならぬ問題が起き、私どもの不手際で御迷惑をかけた旨の発言があり、委員からも全協等でも報告されたので了解するとの意見もありました。

その後、本案について採決いたしましたところ、全員一致で原案どおり決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十六号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第六陳情第六十一号ワンルームマン

ション建設に関する陳情書を議題といたします。

本安本については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので、陳情第六十一一九号ワンルームマンション建設反対に関する陳情書の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず九月四日の委員会におきましては、マンション建設に当たり、市に相談があったのか。このほかにも建設されたマンションはどのくらいあるのか。陳情書にもある風紀上や環境上の問題はどうかになっているのか等の発言が委員よりあり、理事者側の説明として市では用途地域や開発指導要綱による調査をしたが、具体的な相談はまだ市にも来ていない。指

導要綱における協議が成立した後建設確認を受けていただくよう都側と合意しており、現在のところ設計段階であり、まだ申請されていないものと思う。また今までに五十年に五件百七十六戸、五十七年に二件四十八戸、五十八年に四件百二十二戸、六十年に四件七十五戸となっており、今年度は牛浜地区、志茂地区、福生地区、熊川地区の四件の相談が来ており、ワンルームマンションの実態として外国人が出入りしているということも聞いている。この種のもものは単身者用住宅と見ており、主に賃貸貸しが多く所帯構成の入居者も対象となっており、主にもある。今後環境上の問題も出て来ていると思うので、他市側の例を参考に検討していきたい。このような説明があり、委員からも研究する必要がある。ので継続に願いたいとの発言があり、お諮りいたしましたところ、全員一致で継続となった次第であります。

続きまして、九月二十六日に審査したわけでありすが、

委員から他市における周辺環境の指導等の状況について発言があり、指導や指針的なものを設ける市は十市で、検討中が五市町となっております。陳情書にある環境上の点は特にうたわれませんが、建築主の責務や夜間の騒音、管理者の配備などがうたわれておる。このような説明がなされ、本陳情書についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく採択と決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

（森田治男君）以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

（森田治男君）以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十一号について採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本案については委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

（森田治男君）御異議なしと認めます。よって陳情第六十一号については委員長長の報告のとおり採択されました。

○議長

（森田治男君）日程第七陳情第六十一号マンション建設に関する陳情書を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（建設委員長木村徳藏君登壇）

○建設委員長（木村徳藏君）御指名がございましたので、陳情第六十一号マンション建設に関する陳情書について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていたいただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本陳情書は九月定例会最終日に付託されたわけでありますが、審査に当たって委員より本件は建築主側との話し合いがうまくいっておらないようだが、その点動きはどうかなどの発言があり、理事者より市では九月十日に受け付けて、下水道やゴミ等についての内部協議を終わっており、住民との話し合いは十六項目の質問事項が出され、建築主側から回答もしてあるといふことで、話し合いは代理人の人が出ており拒否してあるとは思われない。市にも委任状が出ており、今後審査会が開かれ、一定の条件により指導ができればと思っております。このような説明があった後、お諮りいたしましたところ全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。当委員会報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十一号について採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。本案については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって陳情第六十一号は委員長報告のとおり採択されました。